

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
（建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

本入札に係る特定及び契約締結は、当該事業に係る令和3年度第一次補正予算の示達がなされることを条件とするものである。

令和3年12月27日

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

理事長 古川 和

代理人 理事 横井 理夫



1 業務概要

- (1) 業務名 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟他機能改善整備設計業務（設備）
- (2) 業務内容 国立オリンピック記念青少年総合センターのセンター棟他における機能改善整備工事の実設計業務
- (3) 履行期限 令和4年6月30日（木）
但し、センター棟の設計図は5月31日（火）とすること。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- ① 記3(4)の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和3・4年度設計・コンサルティング業務のうち、「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 経営状況が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所

の登録を行っていること。

- ⑤ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 平成19年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した学校、教育・研修施設で、延べ床面積が3,000㎡以上の改修または新営の実施設計を履行した実績を有すること（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課

TEL 03-6407-7675

FAX 03-6407-7662

E-mail honbu-sisetu@niye.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和3年12月27日(月)から令和4年1月11日(火)まで。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。午前9時30分から午後5時00分まで。(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

令和4年1月11日(火)午後5時00分(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和4年1月28日(金)午後5時00分(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

(8) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。

(9) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(10) 詳細は説明書による。